

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年2月4日（火） 10:00～10:50

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 穴戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 小野優 東隆司 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子
中西秀俊 菅原明 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 小野寺重

【途中退席】 なし

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長

二階堂政策企画部長 羽藤財務部長 及川市民環境部長
阿部政策企画課長 菊地未来羅針盤課長 佐々木行革デジタル戦略課長
高橋財政課長 及川GX推進室主幹
廣野政策企画課長補佐 松田財政課長補佐
鈴木議会事務局長 菊池議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

- ① 令和7年度奥州市一般会計当初予算案について

(2) 協議事項

- ① 例規改正について

ア 奥州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

4 そ の 他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶 (略)

○議長（菅原由和君） 本日の全員協議会には、25番小野寺重議員から欠席届が出されております。
3の協議に入ります。

3 協議

(1) 説明事項

① 令和7年度奥州市一般会計当初予算案について

○議長（菅原由和君） (1)説明事項の①、令和7年度奥州市一般会計当初予算案について説明をいただきます。

羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） 私から、当初予算案の概略部分についてご説明いたします。

資料は、①令和7年度奥州市一般会計当初予算案になります。

より詳細なものとして、②令和7年度奥州市予算案の概要を後程ご覧いただければと思います。

初めに1ページの枠囲み部分、令和7年度予算の編成方針についてです。

協働によるまちづくり事業の推進と行政経営改革の着実な推進、従来からの基本方針は維持しつつ、令和5年度から取り入れている未来への投資により一層の重点を置き、未来への希望が持てる人口減少でも元気なまちづくりにつなげるため、主に次の4つの視点で編成いたしました。

1つ目、選択と集中による総合計画の推進、2つ目、未来投資枠の維持、これは、新規性、発展性のほか、将来的に収入増加や経費節減、業務改善が見込めるものを積極的に事業化をするものです。さらには、物価高騰への配慮、3つ目、DXの推進、4つ目、GXの推進となります。

次に、1、予算規模について、令和7年度一般会計の予算総額は、662億700万円で前年度と比較して55億7,200万円、9.2%の大幅増となっております。

予算規模が大きく増加した主な要因としては、まず、ふるさと応援寄附金、これが16億円増の31億円。これに伴う事業費は7.7億円の増。

民生費では、制度改正に伴い、児童手当費が約8億円増の23億円。

教育費では、仮称奥州西学校給食センター新築事業が33.8億円の増。

その他給与改定に伴う人件費、それから、物価高騰の影響による物件費の増などが挙げられます。右側のグラフになりますけれども、当初予算額の推移で、奥州市としては、過去最大の予算規模となっております。

以降については、財政課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） 以降、私からご説明をさせていただきます。

2ページの2の歳入及び歳出の概要をご覧ください。

当初予算の総額は、先ほど部長から申し上げましたとおり、662億700万円となっております。

歳入歳出の円グラフがございます。

まず、左側の歳入の四角の囲みの部分をご覧ください。

市税ですが、人口は減少しておりますが個人所得が増傾向で、令和6年度に実施されました定額減税の減収分の戻りを反映いたしまして、個人市民税では15.4%増、新築アパート等の着工件数が増えておりまして、それらの関係で固定資産税で1.7%増など、市税全体では5.0%増の139.6億円と見込んでいます。

続きまして、繰入金ですが、財源不足に対応いたします財政調整基金の繰入金が約5.6億円増加したことなどによりまして、33.6%増の29.7億円となります。

寄附金は、奥州ふるさと応援寄附金が今年度、過去最高となります30億円を超える決算となることが見込まれておりますので、この増傾向を反映し、106.6%増の31億円と見込んでいます。

地方交付税のうち、普通交付税は令和6年度交付に対しまして国の地方財政対策の伸び率を反映させて試算した結果、1.0%減となりましたが、当初交付との比較につきましてはほぼ横ばいとなっています。

国庫支出金は、児童手当負担金の方で約8.3億円増となったほか、新しい地方経済・生活環境創生交付金、従来のデジ田交付金と呼ばれたものですがその後継になります。約3億円ですが、それらの活用により、26.4%増の84.9億円となります。

市債は、仮称奥州西学校給食センター新築事業への活用などによりまして、18.7%の増、約60億円となります。

使用料及び手数料は、保育施設や幼稚園使用料の減により、8.9%減、7.7億円と見込んでいます。

続きまして、右側の歳出の四角の囲みの部分をご覧ください。

歳出の概要について、義務的経費、こちらは給与改定に伴いまして、人件費で6億円、6.6%増、扶助費では、児童手当の方で8.1億円増となるなど、8.9%増となります。

公債費では、元金の償還額は減少しておりますが、利率の上昇などにより、償還利子が増加したということで0.9%増となり、義務的経費全体では6.2%増の291.2億円となっています。

続いて物件費ですが、奥州ふるさと応援寄附代行委託料、こちら約7.7億円増ですが、そちらの方や新型コロナウイルス、带状疱疹といった新たな予防接種の実施に伴います、予防接種委託料の増、

こちら約2.5億円になりますが、それらによりまして26.2%の増の108.4億円となっております。

投資的経費ですが、水沢中学校校舎等改築事業、仮称奥州西学校給食センター、奥州湖交流館改修工事などによりまして、20.9%増の74.3億円となっております。

補助費等は、介護施設等整備事業費補助金や、下水道会計負担金の増などによりまして、4.1%増となる112.7億円となります。

維持補修費は、公共施設長寿命化のための予防修繕費用に加えまして、急破修繕対応予算を増額し、10.1%増の8.4億円となっております。

3ページをご覧ください。

3、重点的に予算を配分した主な事業についてです。

なお、各事業の右側に白抜きの番号、こちらは部長から説明がありましており、詳細は別ファイルに書かれている事業説明のナンバーと一致していますので、後程ご覧いただければと思います。

令和7年度も、令和5、6年度に引き続き、新規性、発展性に主眼を置き、未来への投資に資する事業について、未来投資枠事業として予算枠を設定し、限られた財源を重点配分しています。

まず、未来投資枠事業ですが、全体では32事業、事業費総額では14.3億円としています。

昨年度の予算総額が4.7億円でしたので約3倍の規模となります。

内容は、昨年度と同様の未来羅針盤プロジェクト事業、DX事業、公共施設等適正管理推進事業債対象事業の3事業に加え、グリーントランスフォーメーションの取組を推進するGX事業の4つのカテゴリーに区分し、それぞれの事業を推進しているものです。

続きまして、市政発展のための戦略プロジェクトであります。

人口プロジェクトにつきましては、奥州市版総合戦略事業といたしまして、総額を17億円としております。

内容としましては、安定した雇用と新しい産業の創出、出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ、体験を通じた新たな奥州ファンの開拓、地域愛の醸成と、安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現の4つの柱で構成して、各事業を推進するものです。

また、もう1つの戦略プロジェクトであります、ILCプロジェクトのILC推進事業につきましては、ILC誘致に向け、東北への受入環境整備に向けた調査検討、普及啓発活動などで779万円としてございます。

続きまして、総合計画における施策の大綱別事業であります。

まず、みんなで創る生きがいあふれるまちづくりへの取組のために、ふるさと応援寄附金に対する特産品の返礼PR事業に15.5億円、各地区センターを地域づくりの拠点施設とし、住民による自主的、主体的な地域づくり活動を促進する事業となる地区センター管理運営事業で3.8億円としています。また、文化会館の長寿命化及びLED照明化事業について、3.6億円としています。

続きまして、未来を拓く人を育てる学びのまちづくりへの取組のために、備品整備を含む仮称奥州西学校給食センター新築事業に33.8億円、同じく備品整備を含む水沢中学校校舎改築事業に8.8億円、給食費負担の支援として、学校給食物価高騰支援事業に1億円となっております。

続きまして、健康で安心して暮らせるまちづくりの取組に関する事業です。

新たに接種が始まります、带状疱疹を含む各種予防接種事業に6.1億円、子ども、妊産婦等への医療費助成事業に5.9億円、福祉、介護、子育てなど、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対し、包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業に2.3億円となっております。

続きまして、豊かさと魅力あるまちづくりの取組に関する事業です。

中山間地域等直接支払事業に9.9億円、多面的機能支払対策事業に9.2億円、工場等を新設した企業に対して用地の取得に要する経費、構築物等の建設に要する経費及び用地の賃貸に関する経費に企業立地促進補助金を交付する企業誘致事業に1.8億円としています。

続きまして、環境にやさしい安全・安心なまちづくりへの取組のために、奥州金ヶ崎行政事務組合に負担する常備消防事業に16.1億円、同じく、行政組合が行うごみ及びし尿処理施設、広域交流センターの運営に対する負担金に10.1億円としております。

続きまして、快適な暮らしを支えるまちづくりの取組に関する事業です。

社会資本整備総合交付金事業として、道路改良や通学路改善に3.2億円、橋りょう、公営住宅など

の都市基盤長寿命化事業に3億円、地区内交通などの住民の生活交通手段の確保や、公共交通のデジタル化を実施する交通運輸対策事業へは1.5億円を計上しています。

最後になりますが、4の基礎的財政収支、プライマリーバランスの状況についてです。

令和7年度の予算上のプライマリーバランスは、起債残高の減少により、元金償還額が減少している状況で、要求段階では赤字の状態、償還額より借入額が多い状態でしたが、普通建設事業の年度間調整などにより、新規借入額の抑制を行った結果、3.4億円の黒字となっています。

それにより、起債残高の見込みは、令和6年度末で509.3億円だったものが、令和7年度末では505.9億円になると見込んでいます。

当初予算の概要説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は以上です。

この場で確認しておきたい事項があれば質問をお受けいたします。

18番廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

まず、1ページの囲みの総合計画に登載している事業について、選択と集中により優先度・緊急度の高い事業を確実に推進するという表現と、その下に、新規性、発展性のほか、将来的に収入増加、経費節減、業務改善が見込める事業を積極的に事業化すると記載されていますが、この2つの項目については、先ほど言われた未来投資枠事業に盛り込んだという理解をすればいいのか、いや、そうじゃなくて別な事業がありますよ、と言うとすればどういうものなのか、ご説明いただければと思います。

それと、3ページの重点的に予算を配分した主な事業として、未来投資枠事業、14億3,455万9,000円が計上されておりますが、これは一般財源でいうとどれぐらいになるのかご説明願います。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） 2点ご質問いただきました。

予算編成方針でも記述していますので、1ページ目の総合計画に登載している事業の選択と集中の部分と、2つ目の未来投資枠の関係の部分です。

政策経費につきまして、ちょっと分かりづらいんですが大きく2つ色分けをしまして、こちらで言うと通常分と未来投資枠分というような形で呼んでいます。

こちらの当初の枠のイメージですが、一般財源は、通常分は令和6年までは28億円だったものを、物価高騰等もありますので1億円、29億円までと枠を設定しています。

未来投資枠につきましては、令和5年度から行っておりまして、2億円という一般財源の枠でしたが、6年度から4億円という枠にしています。

令和7年度は引き続いて4億円という枠になっています。

枠のイメージとしては、通常枠29億円、未来投資枠4億円となっています。

この一番上の部分の総合計画の部分ですが、これについては、大きいイメージは29億円の方の枠で検討したものですし、2番目の記述、この言葉のとおり、未来投資枠事業はこの4億円の中で検討したものです。

なかなかその29億円の通常枠におさまらない部分が多くなっていますが、その未来投資枠事業についてはそういった、別枠をさらに設けて事業推進しやすくしたというものです。

2つ目の部分に繋がりますが、その未来投資枠部分がどうだったかということですが、未来投資枠の部分に限ってお話しますが、こちら先ほどお話ししました一般財源4億円と想定していますが、全体としては2.9億円ということで未来投資枠の部分ではまだ足りている部分ですが、先ほどお話ししました通常分、こちらの方に29億円と想定していますが、事業が多かったということで、47.2億円と大きな金額になっているものです。

以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 後ろから確認しますが、そうしますと、未来投資枠事業が14億円ほど掲載はなっているが、要はここに一般財源で投入される金額は4億円、要は6年度と変わらない額だと理解をしてよろしいですね。

そうしますと残りの10億円は交付金か何かで埋める、埋めるっていいですか、補填されるという理解でよろしいのでしょうかっていうのが、まず1つ聞きます。

それと、ちょっと聞き漏らした部分もあるんですが、通常枠、通常分という表現でしたけれども、前年は28億円で、本年度は29億円と。この通常枠で、今回金額では1億円しか変わらないんですけれども、ここに特化したっていうか、7年度の通常枠で特筆すべき事業というのは何かあるんでしょうか。

こういう、今までの事業をスクラップアンドビルドして、ここを整理してこの部分を突出させたとか、例えば農林部門だとか商工部門だとか、なんかそういう目玉になる部分ってのはあるんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは2点いただきました。

先ほどちょっと説明が長くなったんで分かりづらかったかと思いますが、そもそもの枠組みとしての考え方で未来投資枠が4億円、これは枠の考え方は変わらなかったんですが、未来投資枠事業、特に未来羅針盤プロジェクト事業が今回、本格始動というタイトルにしていますがそれまでなかなか大きい事業が出なかったということで、4億円は用意したものの、令和6年度は一般財源ベースで2.1億円だったということです。

今回、令和7年度については、4億円の枠を用意しましたが、結果的には一般財源では2.9億円ということです。ただ、この未来羅針盤プロジェクト事業は、まだメイプルの部分とかございますので、そういった来年度、出るかどうかあれですが、補正等も想定されますので、この枠は超える部分があるのかなと考えています。

あと、目玉の部分になりますが、一般財源ベースという形になりますけれども、やはり事業費も多いということで、奥州西学校給食センター、こちら一般財源でも2.7億円使うような状況になっています。

目玉というのはそういったことになります。

あとは、ご覧いただいております資料の方で、未来羅針盤プロジェクト事業、今回の工事費が3億円ということで、奥州湖交流館と旧伊手小学校の事業がそれぞれ3億円でございます。

事業費として大きいのはこれですが、一般財源になりますと先ほどお話ありました地方債であったり、旧デジ田交付金の活用ということで財源を活用するので、そこまで大きい額にはならなかったというものです。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 何となく漠然とは理解しました。

それでどうしても理解できなかったのは、未来投資枠、私の資料の見方が悪いのかもしれませんが、3ページの未来投資枠事業の14億円っていう数字ありますよね。

今課長がお話なさったのは、一般財源枠でいうと4億円だという説明と2.9億円のところがちょっと理解できなかったんで、あと1回だけ説明お願いしてよろしいですか。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） すいません、ちょっと私の説明が分かりにくいようで申し訳ございません。

まず、表示されております14億円、こちら事業費ベースということです。

議員お話しのとおり、財源、地方債、国の交付金関係も入りますので、14億円と書かれていますが、この部分は一般財源でいうと約2.9億円だというものです。

なかなかここにいろんな数字が入ると分かりにくいので、こちらとしては事業費ベースで、予算書に出るのは事業費なので、そういった説明をしているものです。

以上です。

○議長（菅原由和君） 他によろしいでしょうか。

9番小野優議員。

○9番（小野優君） 確認です。

今回の資料に直接関係はないんですけれども、今年度の予算審査において、総務部門それから政

策企画部門が分かれた形でいくのか、前回の決算同様一体として行うのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 菊池次長。

○事務局（菊池次長） 今回の予算審査から部の方を分けて審査ということで今進めております。以上です。

○議長（菅原由和君） 他に。

それでは特にご質問等ないようですので、(1)説明事項は以上といたします。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） それでは再開します。

次に、(2)の協議事項、①例規改正について、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、初めに事務局から説明をいただきます。

佐藤副主幹。

○事務局（佐藤副主幹） 例規改正について、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

資料は、ただいま配信したところです。

経過ですが、周知のとおり、令和5年に国の個人情報の保護に関する法律の一部改正を受け、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、令和5年4月1日から施行してきたところです。

今般、国で2つの法律改正がありました。

資料を用いての説明ですが、1つは、刑法等の一部を改正する法律が国で施行され、内容は懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するという改正があり、令和7年6月1日から施行するという内容が通知されたものです。

もう1つ、ただいま資料配信しましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法又はマイナンバー法と言われる法律が改正され、その法律に第2条第8項が新たに追加され、条例で法の第8項を引用している場合は条項のズレが生じるので、その改正の必要があるという通知がされたものです。

これを受け、全国市議会議長会からの条例の新旧対照表、改正の参考例が示されましたので、それをもとに、当市の現状の条例、関係する規定を確認し、改正が必要な箇所を特定し、今回、条例を改正しようという内容になります。

最初の資料に戻り、改正要綱の読上げにより、説明をさせていただきます。

奥州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正要綱。

1、改正の趣旨、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法の一部改正に伴い、これらの法の規定に準じて定める議会の条例の規定を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

2、改正の内容、(1)引用する条項を改めたこと、第2条及び第12条関係、(2)懲役を拘禁刑に改めたこと、第53条から第55条まで関係、(3)所要の整備。

3、施行期日、(1)、2の(3)は公布の日から、(2)、2の(1)は令和7年4月1日から、(3)、2の(2)は、令和7年6月1日から施行いたします。

2ページ目は、改正文です。

4ページ目からは、新旧対照表です。

第2条の改正は、番号利用法の改正に伴う項ズレを改める改正です。

第12条第5項の改正も所要の整備で、表の罫線に囲まれた中の部分は第2条第9項を第2条第10項に改める番号利用法の改正に伴う改正です。

第17条、第18条、第31条、第32条、第38条、第39条、第47条、第48条は、いずれも法律の改正に伴う所要の整備の改正です。

第53条、第54条、第55条の改正は、刑法の改正に伴う懲役を拘禁刑の文言に改める改正です。

補足説明ですが、庁内の関係課との協議は済んでいます。また、罰則の定めがある条例を改正する場合は、事前に検察庁協議が必要であり、協議済です。

本日の全員協議会で了承が得られた場合は、今後、議会運営委員会でさらに確認の上、2月定例会に議員発議で提案する予定です。

それから関連がありますので、もう1つ、今資料配信いたしました、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について、説明をさせていただきます。

こちらにも、同様に法律の改正を受け、関係政省令の改正がありましたので、その影響があった奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する内容です。

こちらは、去る11月26日の議会運営委員会で協議、資料提示し、この内容で改正することを了承いただきました上で、議長決裁の上で、既に12月2日に改正規程を施行した内容になっています。

読み上げて説明いたします。

奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正要綱。

1、改正の趣旨、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部改正に伴い、これに準じて議会が定める個人識別符号に係る規定等を改めるため、本件告示を一部改正しようとするものである。

2、改正の内容、(1)保険者番号等に係る表記を改めたこと（第3条関係）、(2)免許情報記録の番号を個人識別符号に加えたこと（第3条関係）、(3)本人確認書類から健康保険被保険者証を削ったこと（第10条、様式第2号、様式第13号及び様式第19号関係）、(4)、所要の整備。

3、施行期日、(1)、2の(1)、(3)及び(4)は令和6年12月2日、(2)、2の(2)は令和7年3月24日。

次のページは、改正文です。

さらに次のページは、新旧対照表です。

新旧対照表の第3条、個人識別符号に関わる改正の部分ですが、こちらが健康保険証とマイナンバーを一体化させる個人情報の保護に関する法律の施行に伴う同法施行令、それから同法施行規則の改正に伴う文言の整理という内容になります。

それから、(10)道路交通法に関わる改正の部分があり、こちらは道路交通法の改正を受けた、個人情報保護法施行令の改正に伴う改正となっています。

第5条、第8条の改正は、規則の改正に合わせた文言の整理です。

第10条の改正は、開示請求等における本人確認等の手続で、本人確認書類から健康保険証が廃止されたことに伴いまして、そちらを削除する改正です。

第11条の改正は、個人情報保護法施行令の規定ぶりに合わせた改正です。

次のページ以降は3つの様式の改正で、いずれも本人確認書類から健康保険被保険者証を削除する改正を行った内容です。

以上が条例改正及び規程改正の内容の説明となります。

○議長（菅原由和君） 説明は以上ですが、ご質問、ご意見等お受けします。

それでは特にないようですので今後につきましては、先ほど副主幹から説明がありました手続で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは(2)の協議事項は、以上といたします。

議会運営委員会の皆様大変お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他 以下略